

千葉港千葉中央ふ頭コンテナターミナル利用拡大事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、千葉港千葉中央ふ頭コンテナターミナル（以下「コンテナターミナル」という。）における集貨を促進し更なる利用拡大を図るため、千葉県補助金等交付規則（昭和32年9月20日規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象期間)

第2条 本事業の対象となる期間は、1月1日から12月31日までとする。

(補助対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、コンテナターミナルを利用して輸出入を行った荷主のうち、次に掲げる項目を満たす者であること。なお、取扱量はTEUを単位として算定するものとし、1FEUは2TEUとして算定する。ただし、空コンテナを除く。

一 国内に事業所を有している者であること。

二 直近3ヶ年以内に利用実績がある場合、補助対象期間におけるコンテナ貨物取扱量（以下「取扱量」という。）の合計が、前年の取扱量を10TEU以上上回っていること。

三 直近3ヶ年以内に利用実績がない場合は、利用実績がない者とみなす。

2 前項に定める荷主は、船会社等が発行する船荷証券等に記載された荷主であること。ただし、商社等との契約により船荷証券等に荷主として記載されていない場合は、実質上の荷主であることが確認できれば補助対象者とする。なお、同一コンテナ貨物について重複して申請することはできない。

3 前各項の規定にかかわらず、本事業による補助金の交付を受けようとする荷主（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該荷主は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助額)

第4条 補助金の額は、1TEUにつき10,000円とする。ただし、直近3ヶ年以内に利用実績がある場合は、前年の取扱量に対する増加分を対象とする。なお、補助申請者1者当たり4,000,000円を上限とするが、全補助申請者の補助金請求合計額が予算額を超える場合は、按分して交付することができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「補助事業者」という。）は、補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）を計画したときは、11月15日までに、千葉港千葉中央ふ頭コンテナターミナル利用拡大事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、二に掲げる書類については、過去にこの補助金を受けるにあたって千葉県に提出済の場合にあっては提出する必要はないものとする。

- 一 登記事項証明書（個人事業者の場合は、現に活動を行っていることを証明できる書類）
- 二 補助金振込先の金融機関名、本支店名、預金の種別、口座番号、口座名義人がわかるものの写し
- 三 誓約書
- 四 役員等名簿
- 五 その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条の申請書を受理したときはその申請内容を審査し、要件を満たしている場合は交付の決定を行い通知する。不交付とする場合も、その旨通知する。

(補助事業の中止)

第7条 補助事業者は、やむを得ない事情により補助事業を中止する場合は、遅延なく千葉港千葉中央ふ頭コンテナターミナル利用拡大事業補助金補助事業中止届出書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、2月末日までに、千葉港千葉中央ふ頭コンテナターミナル利用拡大事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 コンテナターミナルにおいて輸出入コンテナを取り扱う全ての船社が発行する数量取扱証明書(別記第4号様式)
- 二 その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、適合すると認めた

ときは補助金の額の確定を行い通知する。

(補助金の請求)

第10条 補助金は、補助金の額の確定を行った後に支払うものとし、補助事業者は、千葉港千葉中央ふ頭コンテナターミナル利用拡大事業補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第3項第2号又は第3号に該当する者（本事業による補助金の交付を受けようとする荷主が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、虚偽の請求又は不正の手段により補助金を受領したものに対し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(関係帳簿等の調査)

第13条 知事は、必要があると認めるときは補助事業者に対し報告を求め、又は、関係帳簿等の書類を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用があるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(適用)

この要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。